

## 災害時における環境モニタリングに関する協定書

西宮市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本環境測定分析協会関西支部（以下「乙」という。）は、災害時における環境モニタリング（以下「調査」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、当該区域内において石綿等の有害物質（以下「有害物質」という。）の飛散・漏洩等により被害を受ける可能性がある場合に、甲が乙から調査の実施可能な乙所属の会員（以下「会員」という。）の協力を得て、有害物質の調査を迅速かつ円滑に実施することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### （調査の内容）

第2条 甲が会員に対して依頼する調査の内容は別表1のとおりとする。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において別表1に掲げる全部又は一部の調査を実施するために、乙の協力を得る必要があると判断したときは、甲において調査の実施内容について精査し、乙に対して協力を要請する。

2 前号の規定による要請は、様式第1号によりファクシミリ又は電子メールの送付により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話による要請を行い、後日、文書を交付するものとする。

### （調査の実施）

第4条 乙は、前条による協力要請を受けたときは、受託可能な会員を甲に紹介するものとする。この場合において、乙は会員に対し、調査の緊急性その他必要な事項を十分に説明するものとする。

2 乙は、会員の被災等のやむを得ない事由が生じた場合は、甲からの要請の一部又は全部を拒否することができる。

3 受託を受けた会員は、受託した調査をできるだけ優先的に実施するよう努めるとともに、速やかに調査実施体制を整備するものとする。

4 会員は、甲に対して調査の実施可能な時期や派遣する人員等について、通知するものとする。

5 甲は、甲の職員の現地への同行や区域内の被災状況に関する情報を提供するなど、調査を受託した会員が円滑に調査を実施できるよう協力するものとする。

6 甲は、調査を受託した会員が調査を実施するに当たり、これら従事する者の身体に危険が生じると判断した場合には、速やかに当該調査を中止させ、その旨を乙に報告するものとする。

#### (調査結果の通知等)

第5条 調査を受託した会員は、甲に対し、調査結果が判明する時期について、速やかに通知するものとする。なお、調査に伴う試料採取実施の当日中に結果が判明する場合はこの限りではない。

2 乙は、前条に規定する調査を終了したときは、甲に対し、速やかに様式第2号により報告するものとする。

#### (費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した調査に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時直前における相場価格を基準とし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

#### (協力体制)

第7条 甲及び乙は、相互に円滑な協力ができるよう、その体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、第2条の規定に基づく調査が実施可能である会員の一覧表を甲に対し、毎年提供するものとする。

#### (機密の保持)

第8条 甲及び乙並びに会員は、本協定による業務上知り得た秘密を他人に漏洩し、又は利用してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が終了又は解除された後においても存続するものとする。

#### (連絡窓口)

第9条 災害時の連絡を円滑に行うため、甲及び乙は本協定に関する連絡窓口を別表2に定め、相手方に通知することとする。また、連絡窓口を変更した際も同様とする。

#### (有効期間)

第10条 本協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに甲乙いずれかからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### (変更及び解除)

第11条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定を変更又は解除するものとする。

(協議)

第 12 条 本協定について疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。また、本協定の定めのない事項については、甲乙協議のうえ、別途、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市

西宮市長

石井 登志郎



乙 大阪府交野市東倉治 3 丁目 1 番 1 号  
株式会社 KANSO テクノス内

一般社団法人 日本環境測定分析協会 関西支部

支部長

北尾 隆

